大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更 した旨届出があった。

平成27年5月22日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン一関ショッピングセンター 一関市狐禅寺字石ノ瀬95番地1ほか
- ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- エ 変更した年月日 平成27年2月1日
- オ 変更の理由 設置者の代表者の変更のため
- (2) 届出年月日 平成27年5月8日
- (3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所
- 2(1) 届出事項の概要
 - ア 届出者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン金ヶ崎ショッピングセンター 胆沢郡金ケ崎町三ヶ尻字上渋川65番地1ほか
 - ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - エ 変更した年月日 平成27年2月1日
 - オ 変更の理由 設置者の代表者の変更のため
 - (2) 届出年月日 平成27年5月8日
 - (3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び金ケ崎町役場
- 3(1) 届出事項の概要
 - ア 届出者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン一関店 一関市山目字泥田89番地ほか
 - ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - エ 変更した年月日 平成27年2月1日
 - オ 変更の理由 設置者の代表者の変更のため
 - (2) 届出年月日 平成27年5月8日
 - (3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所
- 4(1) 届出事項の概要
 - ア 届出者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社 DCMホーマック株式会社
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 前沢ショッピングセンター 奥州市前沢区向田二丁目78番地
 - ウ 変更した事項
 - (ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - (イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称
 - エ 変更した年月日 平成27年2月1日及び同年3月1日
 - オ 変更の理由 設置者の代表者の変更及び設置者の名称の変更のため
 - (2) 届出年月日 平成27年5月8日
 - (3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所
- 5(1) 届出事項の概要
 - ア 届出者の氏名又は名称 奥州市
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 江刺ショッピングセンター 奥州市江刺区豊田町二丁目1番7号

- ウ 変更しようとする事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
- エ 変更した年月日 平成27年2月1日
- オ 変更の理由 小売業者の代表者の変更のため
- (2) 届出年月日 平成27年5月8日
- (3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所